

総行行第199号
総財公第134号
平成27年12月16日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
総務省自治財政局長
(公印省略)

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の
一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第416号）及び地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第103号）は、本日公布され、同日施行されました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地方公共団体の契約に関する事項

- (1) 随意契約の方法により契約を締結することができる場合として、次に掲げる事由が規定されたこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第4号関係）

- ① 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者（以下「普通地方公共団体の長等」という。）の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則又は地方公営企業の管理規程（以下「普通地方公共団体の規則等」という。）で定める手続により借り入れる契約をするとき。
 - ② 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長等の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則等で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- (2) 上記(1)①及び②の契約をするための手続を定める普通地方公共団体の規則等においては、従来の新商品として生産する物品を買い入れる契約をするための手続と同様に、地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するための手続を規定する必要がある、具体的にはおおむね次のような内容が想定されるものであること。
- ① あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - ② 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
 - ③ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。
- (3) 上記(1)②の普通地方公共団体の長等の認定の手続として、従来の新商品として生産する物品を買い入れる契約をするための手続に加えて、次の手続が規定されたこと。（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第53条関係）
- ① 普通地方公共団体の長等は、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者から提出された実施計画の確認をしようとするときは、あらかじめ、当該実施計画の内容について、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこと。
 - ② 普通地方公共団体の長等が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、あらかじめ、当該変更後の実施計画の内容について、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

2 その他の事項

その他所要の規定の整備が行われたこと。